

114
A 3729



物品配付所役を願

大正十一年四月
限正
侯爵
印

古来舟車、世に利する其功最大なり、就中開明盛世、今日
法、西洋各国に取れ九百、器械悉く備へ、方て舟車、
功益甚し、彼、遠大、汽船、鐵道、姑く置り、然而して
人氏歩趨、煩し、且、物、搬、輸、勞、省、其
日用、業、達、注、來、迅、疾、一、瞬、數、里、人、意、り、し
テ、爽快、ナラ、シ、ハ、者、馬、車、ノ、輕、捷、簡、易、ナル、如、ク、モ
ノ、ナ、シ、然、レ、モ、之、カ、設、立、ラ、ル、爲、マ、ヤ、地、圖、リ、處、隨、ヒ、其、害
亦、少、シ、ト、セ、ス、何、ト、ナ、シ、ハ、彼、取、者、租、暴、ナル、或、ハ、人、煙、稠、密、市
街、狹、隘、ノ、地、於、テ、唯、已、シ、ノ、利、是、レ、視、以、テ、傲、然、其
間、馳、驅、ス、ル、行、路、ノ、人、或、ハ、之、カ、爲、テ、衝、突、セ、ラ、レ、或、ハ、之
カ、爲、テ、擊、手、林、セ、ラ、レ、老、幼、提、携、所、前、後、顧、慮、ス、ル、違



ナリ狼狽失措奔走汗流モノ幾許ナルヲ知ラズ是
所謂利ノ在ル所害又之ニ随フト謂フ可シ依之下能國
印播郡八街邸方今閭閻僻陋シテ人家亦隨
テ僅少ナリ若シ過々寄寓スル者アルモ違々卒トシテ其
所ヲ安ンセス若シ因循更ニ扶植ノ術ヲ施サレバ村里
益々衰散スル遂ニ振張ノ期ナカル可シ是他ナリ運
搬不便シテ常用ノ物品甚乏シキカ致ス所ナリ 元國
因テ熟圖スルニ物品配付所ヲ設テ馬車ヲ以テ物
品ヲ運輸スルニ如クハナレシラ府下ニ比スルニ道
路開濶進歩稍疎ナリ第一衝突擊鉢ノ患

ナリ加之ナラス象庖ノ傾喜又言フ可トラス其法先ッ
本店ヲ當所ニ置キ支店ニテ所ニ縣下一九十九里
本支合セテ三ヶ所トナシ且ツ各自ノ囑託ニ應スル勉
テ廉價ヲ主トシ其物品ヲ運搬セバ客主相須テ
利益兩全ナル者ナリ而テ販者ヲ駐及スル規
則ニ照シ苟モ不良ヲ謀ルニ遠アラハ嚴ニ糾察ヲ加
シ令如何ナル事故アルモ其條理ニ準據シ本店必ス其
責ニ任ス可シ又世ノ人カ車夫ノ如ク老幼子々ヲ輕侮シ
或物ノ戻リ或價ヲニツシ又車中遺棄物ヲ掠ス
ル患ナカラシムン為ノ囑託ニ應スル時必ス券書ヲ授
與スル他ノ損敗竊掠等ノ事アルモ券書ニ照シ物品

相當ノ價ヲ辨價スル者トス如此ナルハ、囑託主ニ於
 ル秋毫ノ疑惑ヲ生ゼズ將タ物品運輸ノ利潤ヲ得
 ルルニナラス人氣漸々聚合シ物品輻湊野曠土ナリ
 人氏日々繁ク不日ニシテ市ヲ成ス下日ヲ期シテ旋ツ
 可キナリ仰頭クハ本文述ル所ノ物品配付所設
 立ノ儀允可アラントシ然ル上、同額土地例ニ依リ
 廿年間無税ニシテ年期ヨリ相當ノ上税仕度別
 紙規則書相添併テ奉懇願也

明治十四年

千葉縣下中階部八街村寄
 度見島島主殿

千葉縣下中階部八街村寄
 度見島島主殿
 毛利之圖

◎物品配付所取扱規則

- 一 諸方様御買物御定、御届ケ申上取事
- 一 縣下より九十九里迄、御買物御差圖、迄ニ相求ノ御届ケ申上取事
- 一 馬込駒縣下より九十九里マテ金七拾銖、御届ケ申上取事
- 一 御商人様方御賣物先方、御届ケ申上取事
- 一 暑寒、御見舞、歳暮等配付仕取事
- 一 祝儀、毎祝儀、御配、物、其外何品、シテモ大小、輕重、物、ハ、縣下より九十九里マテ、道筋、御届ケ申上取事
- 一 御品物取扱中萬一紛失、破損等致、申上取事、取扱所
- 一 辨償仕取事
- 一 途中、◎目印付ノ馬車、一品物御渡、被成ル

午前十日即日御座可申上午後十日翌日御座
申上御事
御買物... 壹貫目... 貳錢、割合... 以運極料
申受御事

右三ヶ所取扱所有之共間看扱御目印...
少... 寄... 御用向被仰付度奉願也

資本金

- 一 金六百三拾圓
- 一 金百五拾圓
- 一 金七百八拾圓

馬九頭買入代
壹頭身金七拾日足
馬車三臺買入代
壹臺身金五拾日足

- 一 金六百三拾圓
- 一 金七千九百六拾圓

千五百... 九十九里... 壹頭 (三拾五
貫目) 運送賃金七拾錢... 豫定... 三
頭... 壹貫... 拾五... 積... 壹貫... 分
一... 拾五... 三... 分... 三... 拾... 四
五... 拾... 壹... 月... 五... 高... 頭... 書... 通...
壹... 年... 三... 賃... 賃... 金...
取... 立... 為...

入封積り

一金四百六拾六圓

一金三百拾九圓

一金七拾八圓

馬九銀計料一、一銀金五成五、刻り、七、七、五分、

取北六、一、日、書、抄、五、十、年、間、終、料、

資、本、金、七、百、拾、五、円、の、利、子、年、々、刻、り、先、に、

三
金八百八拾八圓也

算列利益高

金六千六百七拾貳圓也